

障害者の就労支援について

平成27年7月14日

【論点の整理(案)】

○ 障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 就労移行支援、就労継続支援A型・B型のサービスの現状と成果
- ・ 障害者の就労の形態の在り方
- ・ 賃金補填のメリット・デメリット

○ 就労継続支援(A型及びB型)、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・ 利用者の中長期的なキャリア形成に向けた事業所の機能や支援
- ・ 利用者のニーズを踏まえた機能や支援

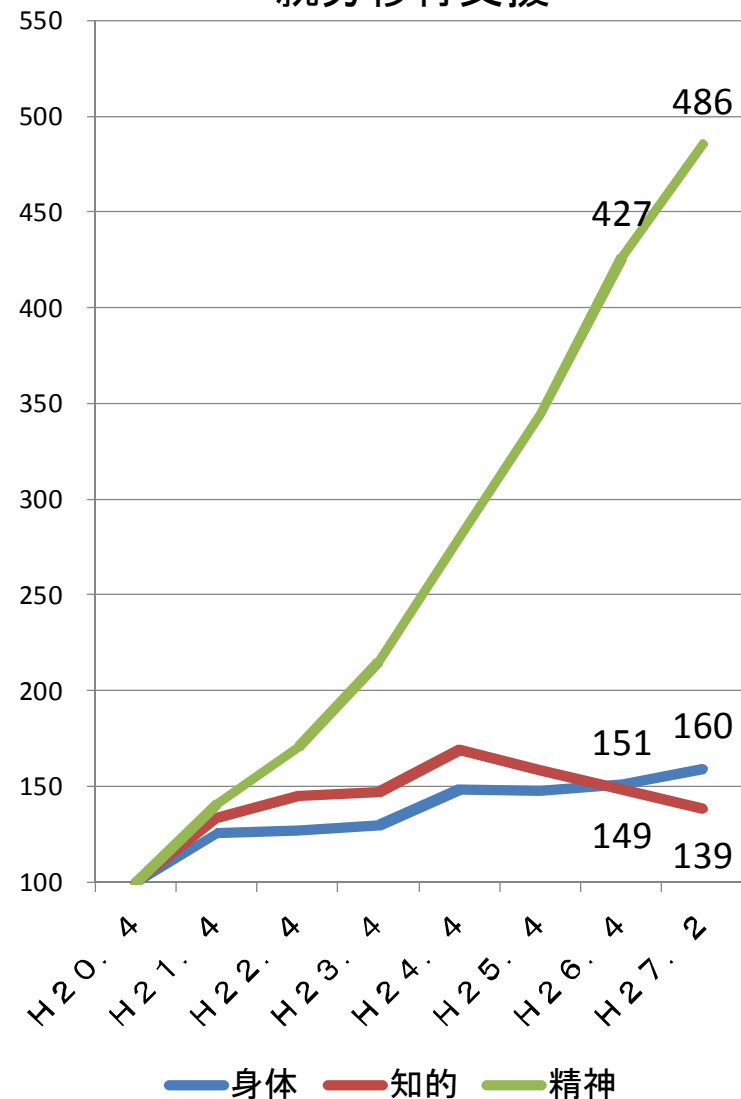
障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業	就労継続支援A型事業	就労継続支援B型事業
事業概要	就労を希望する65歳未満の障害者で、<u>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者</u>に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (利用期間:2年) ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が可能である者</u>に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、<u>雇用契約に基づく就労が困難である者</u>に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)
対象者	① 企業等への就労を希望する者	① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用には結びつかなかった者 ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
報酬単価	711単位(平成27年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合	519単位(平成27年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合	519単位(平成27年4月～) ※ 利用定員が21人以上40人以下の場合
事業所数	2,952事業所 (国保連データ平成27年2月)	2,623事業所 (国保連データ平成27年2月)	9,176事業所 (国保連データ平成27年2月)
利用者数	28,637人 (国保連データ平成27年2月)	46,446人 (国保連データ平成27年2月)	193,508人 (国保連データ平成27年2月)

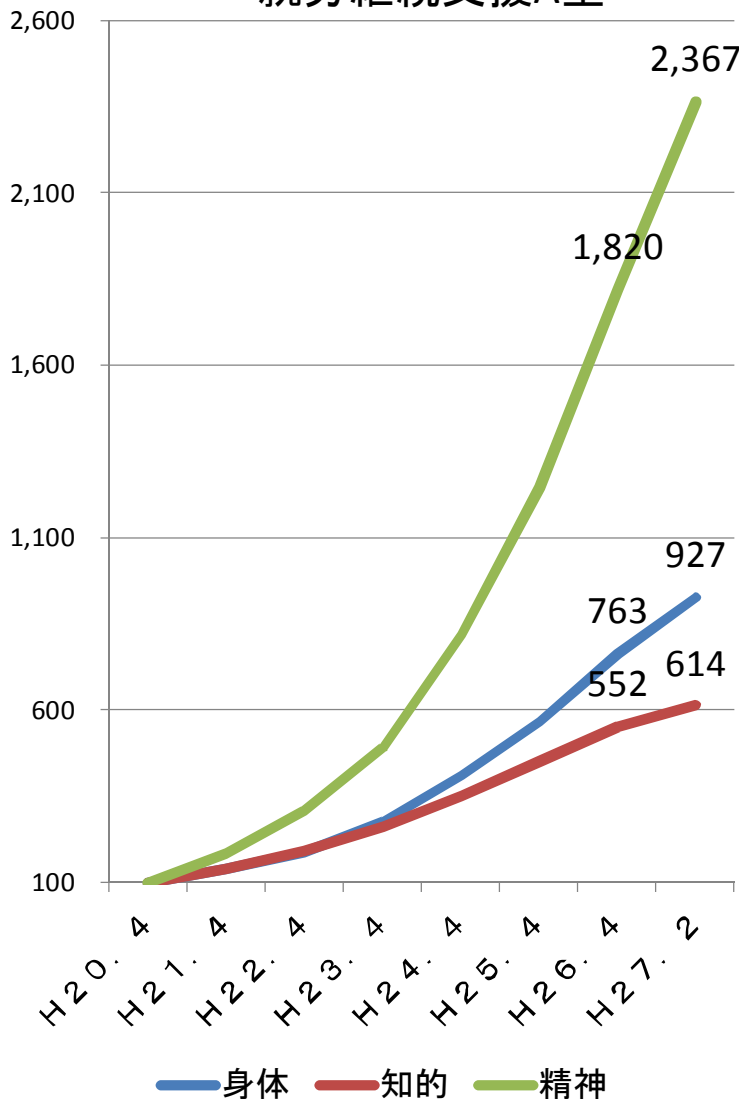
就労系サービスの利用者数(障害種別)の伸び(平成20年4月を100とした場合)

○ 就労系障害福祉サービスの障害種別ごとの利用者数の伸びを見ると、就労継続支援B型では障害種別による差はほとんどないが、就労移行支援及び就労継続支援A型では、精神障害者の伸びが大きくなっている。

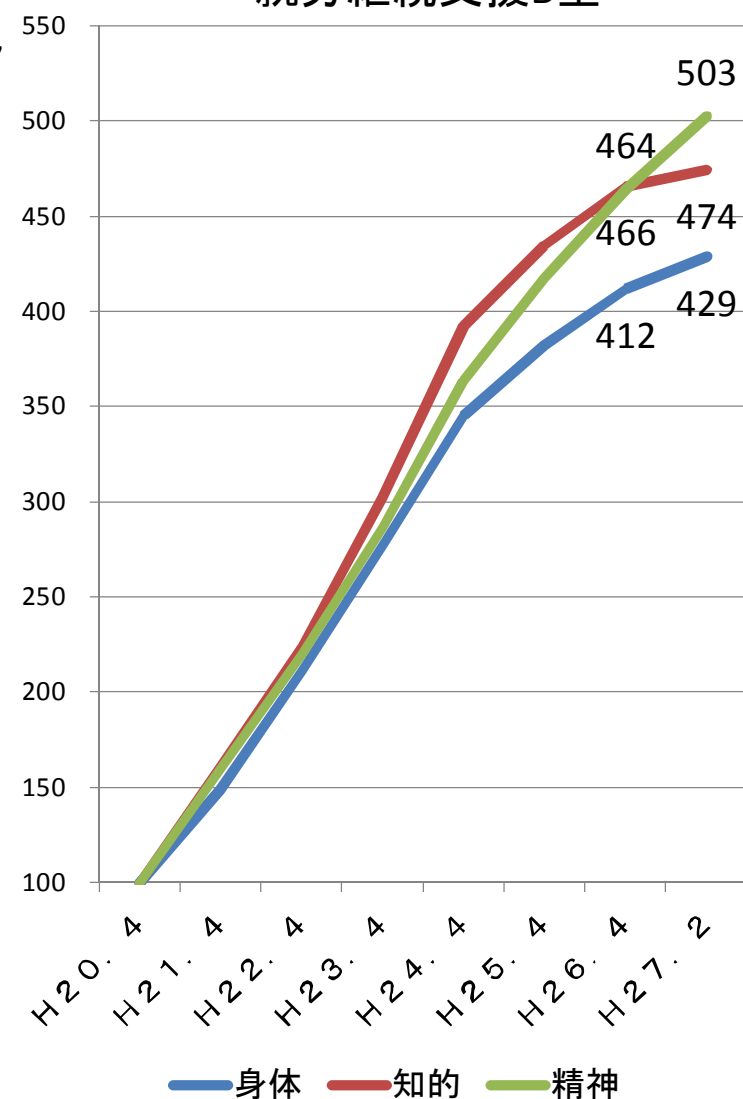
就労移行支援



就労継続支援A型



就労継続支援B型



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約788万人中、18歳～64歳の在宅者数、約324万人

(内訳: 身111万人、知41万人、精172万人)

- 特別支援学校卒業後、障害福祉サービスに移行した者の割合は、約61.7%となっている。
- 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職者数については、平成18年と比べて25年は約4倍に増加、一般就労への移行率(利用者数に占める就職者数)も2.0%から4.6%に上昇している。

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

・就労移行支援	約 2.4万人
・就労継続支援A型	約 3.0万人
・就労継続支援B型	約16.2万人
(平成25年10月)	

小規模作業所 約0.6万人(平成24年4月)

地域活動支援センター

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/H15	1.0
2,460人/H18	1.9倍
3,293人/H21	2.6倍
4,403人/H22	3.4倍
5,675人/H23	4.4倍
7,717人/H24	6.0倍
10,001人/H25	7.8倍

就職

企業等

雇用者数

約43.1万人

(平成26年6月1日時点)

* 50人以上企業

(平成26年度)

ハローワークからの
紹介就職件数

84,602件

(平成26年度)

特別支援学校

卒業生19,576人/年(平成26年3月卒)

12,070人/年

799人/年

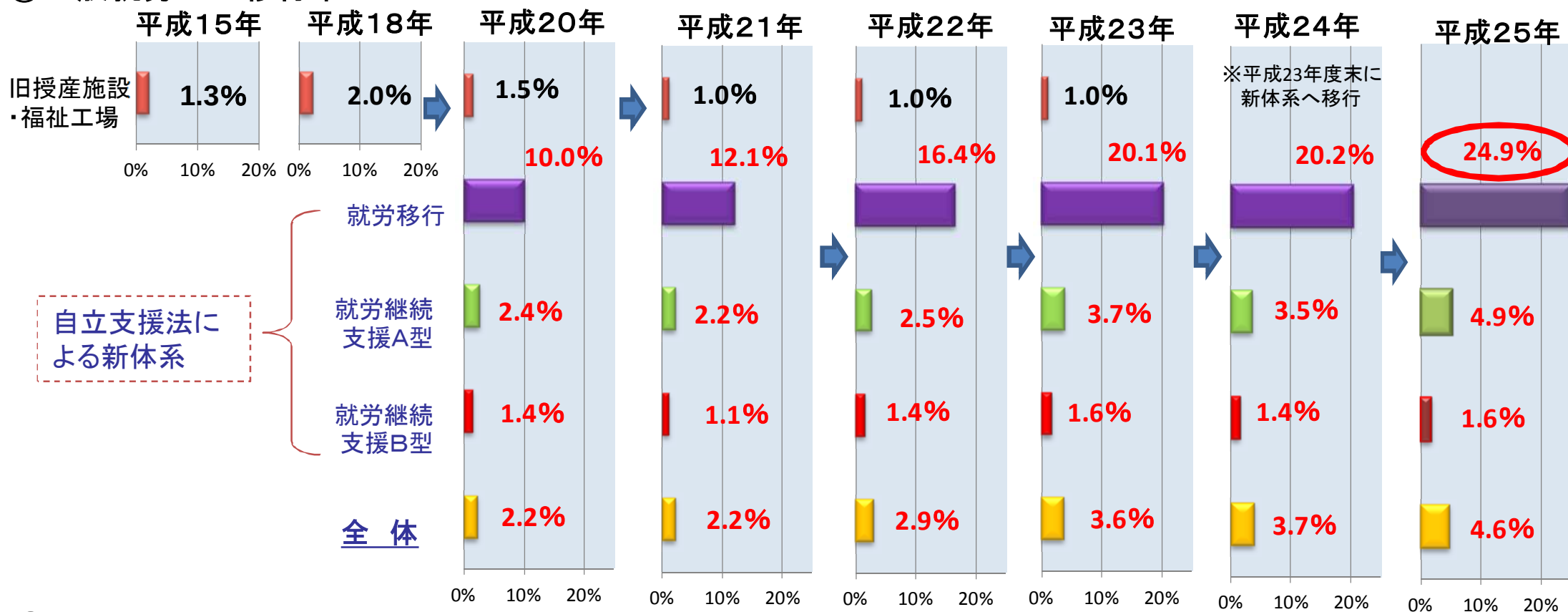
就職

5,557人/年

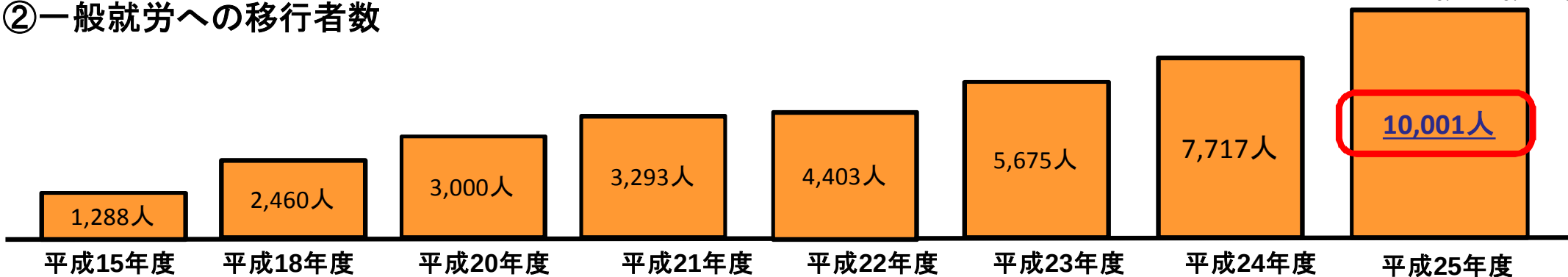
就労系の障害福祉サービスから一般就労への移行率と移行者の推移

○ 平成25年の就労移行支援事業所から一般就労への移行率は24.9%と年々上昇している一方で、就労継続支援A型事業所及びB型事業所からの移行率は4.9%及び1.6%にとどまっている。

①一般就労への移行率

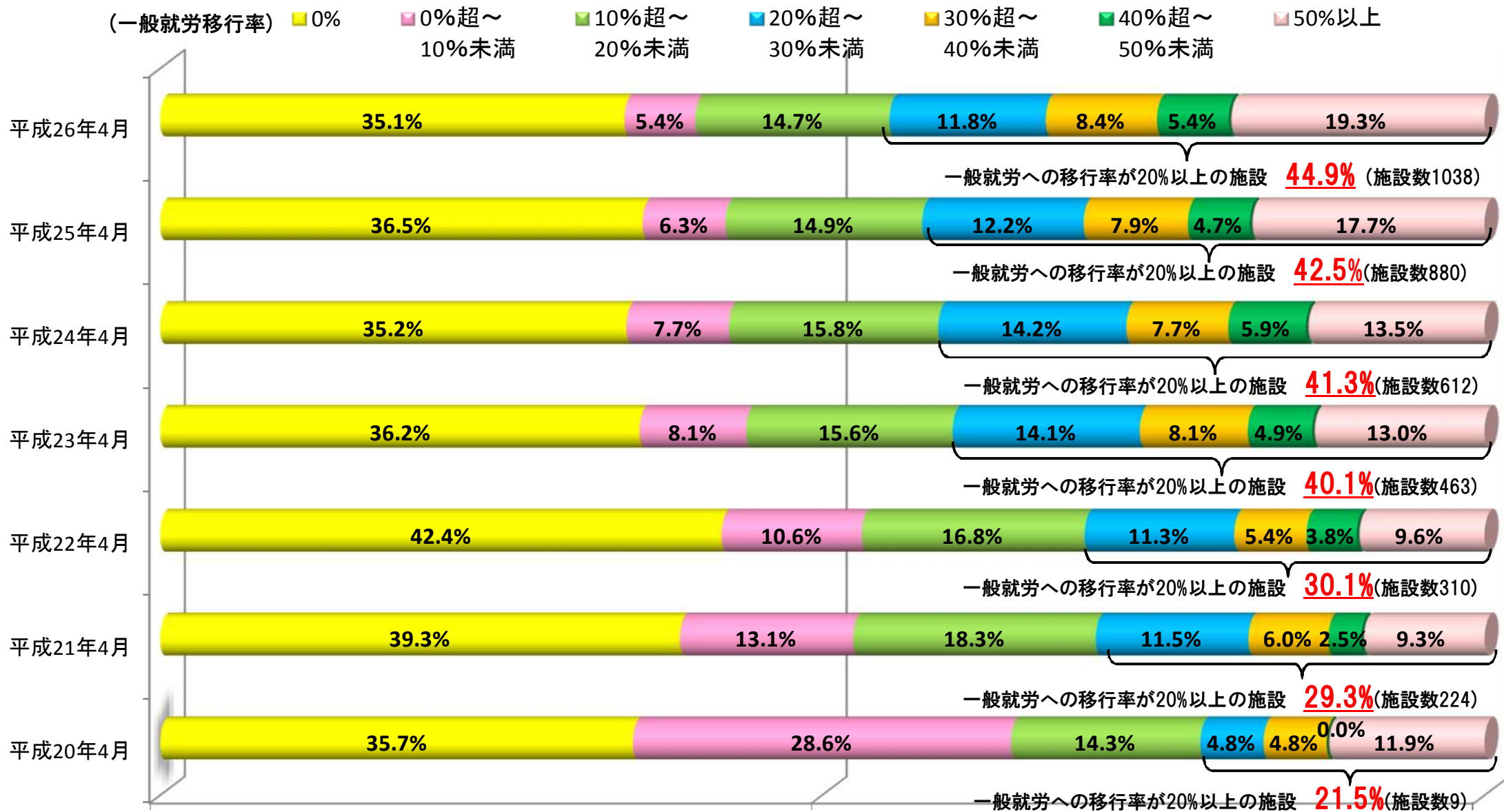


②一般就労への移行者数



就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

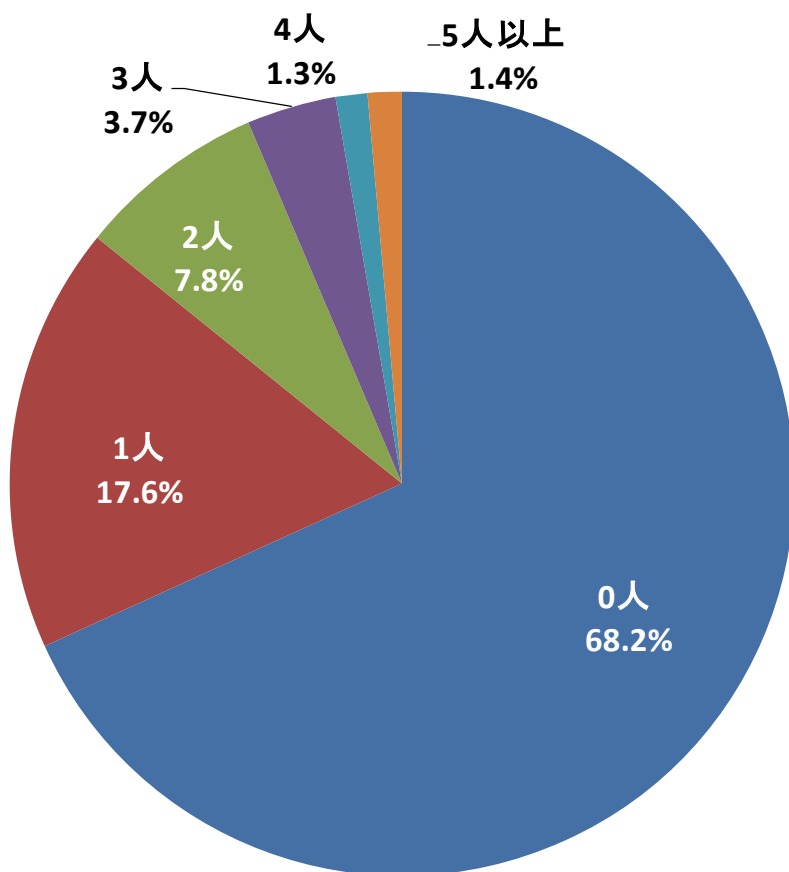
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、44.9%と年々上昇している一方で、移行率が0%の事業所が3割強あり、その割合はあまり変化していない。



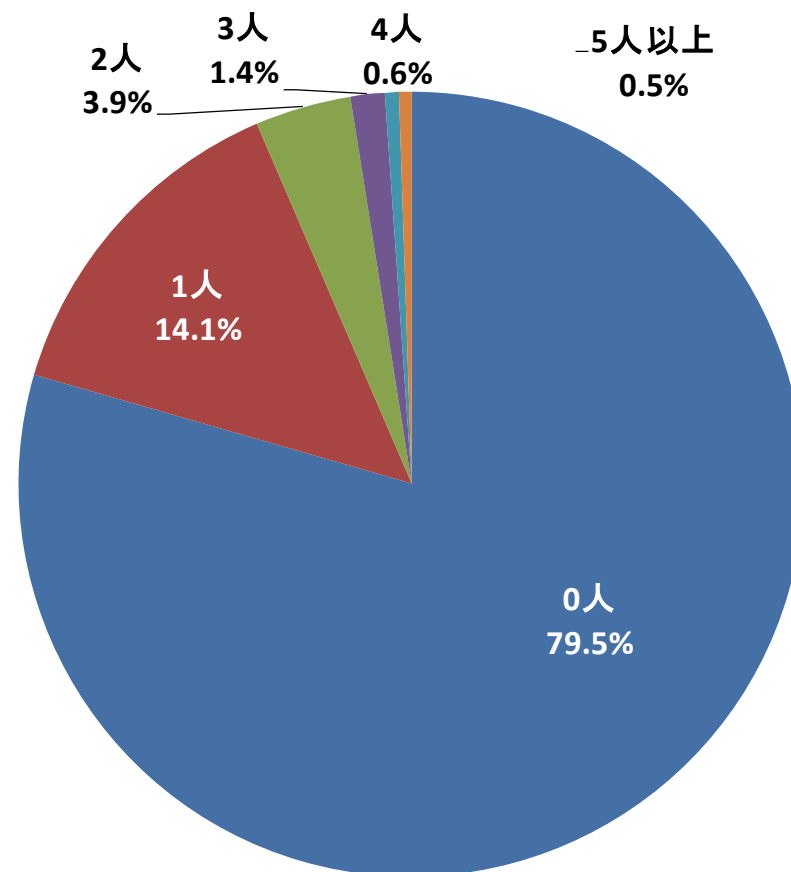
就労継続支援(A型・B型)からの就職者数(平成25年度)

○ 就労継続支援事業について、1年間に1人も一般企業への就職者が出ていない事業所は、A型事業所で約7割、B型事業所で約8割となっている。

【就労継続支援A型】



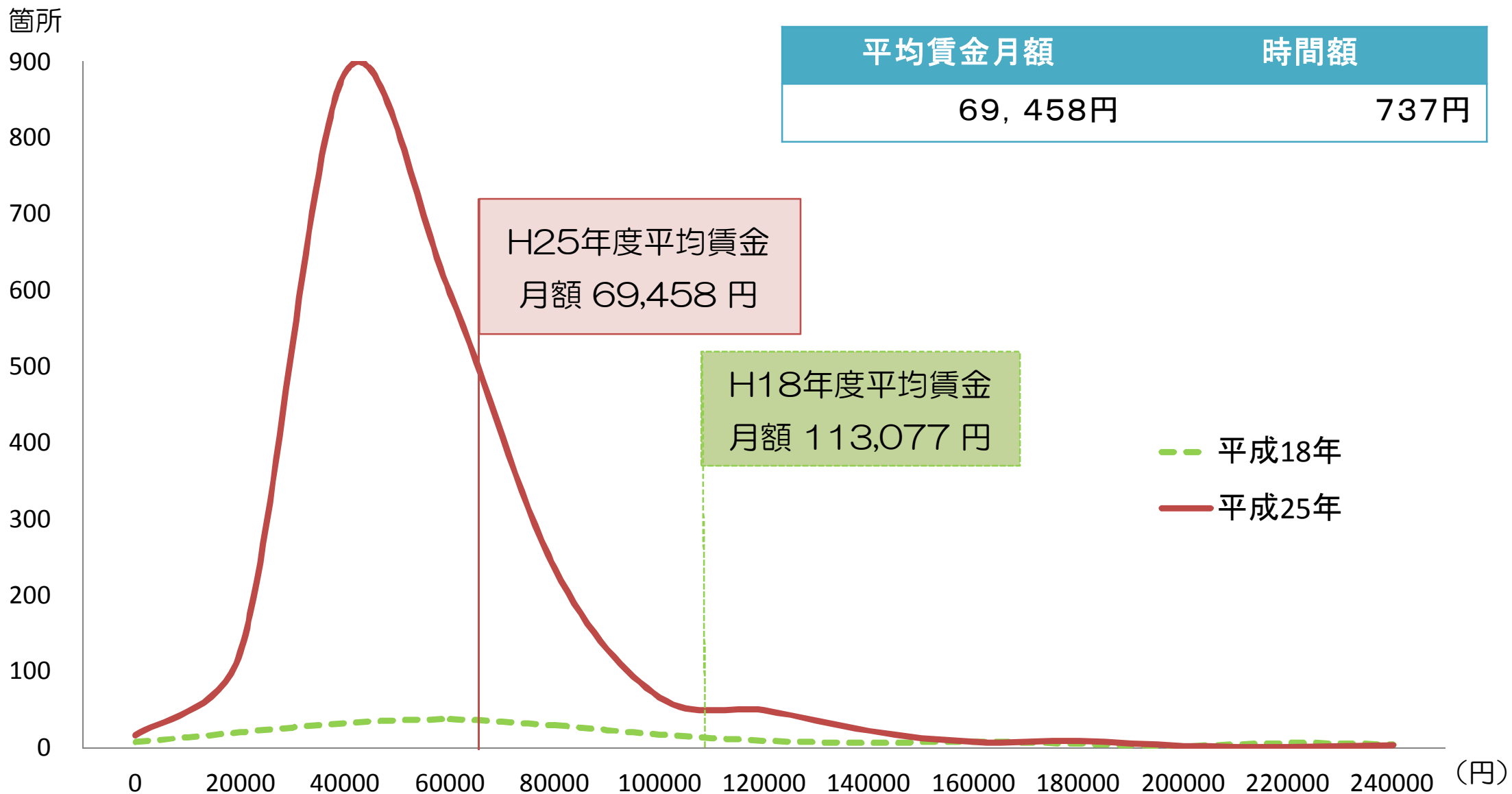
【就労継続支援B型】



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ

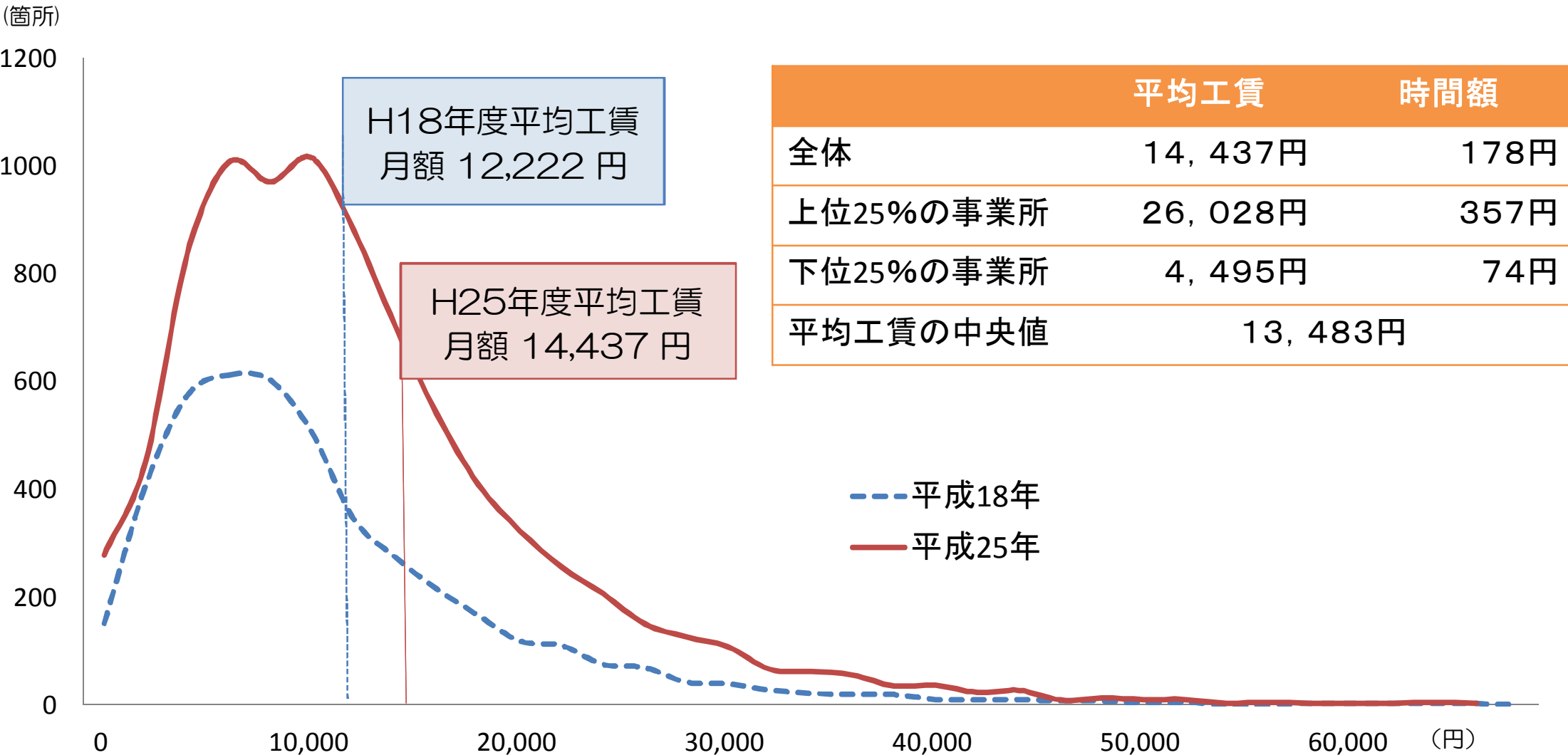
就労継続支援A型における平均賃金の状況

- 平成25年度の利用者1人当たりの平均賃金月額は、69,458円と18年度と比べて約39%減少している。
- また、平均賃金を時給換算すると737円となり、同年度の最低賃金の全国平均764円と同程度となっている。



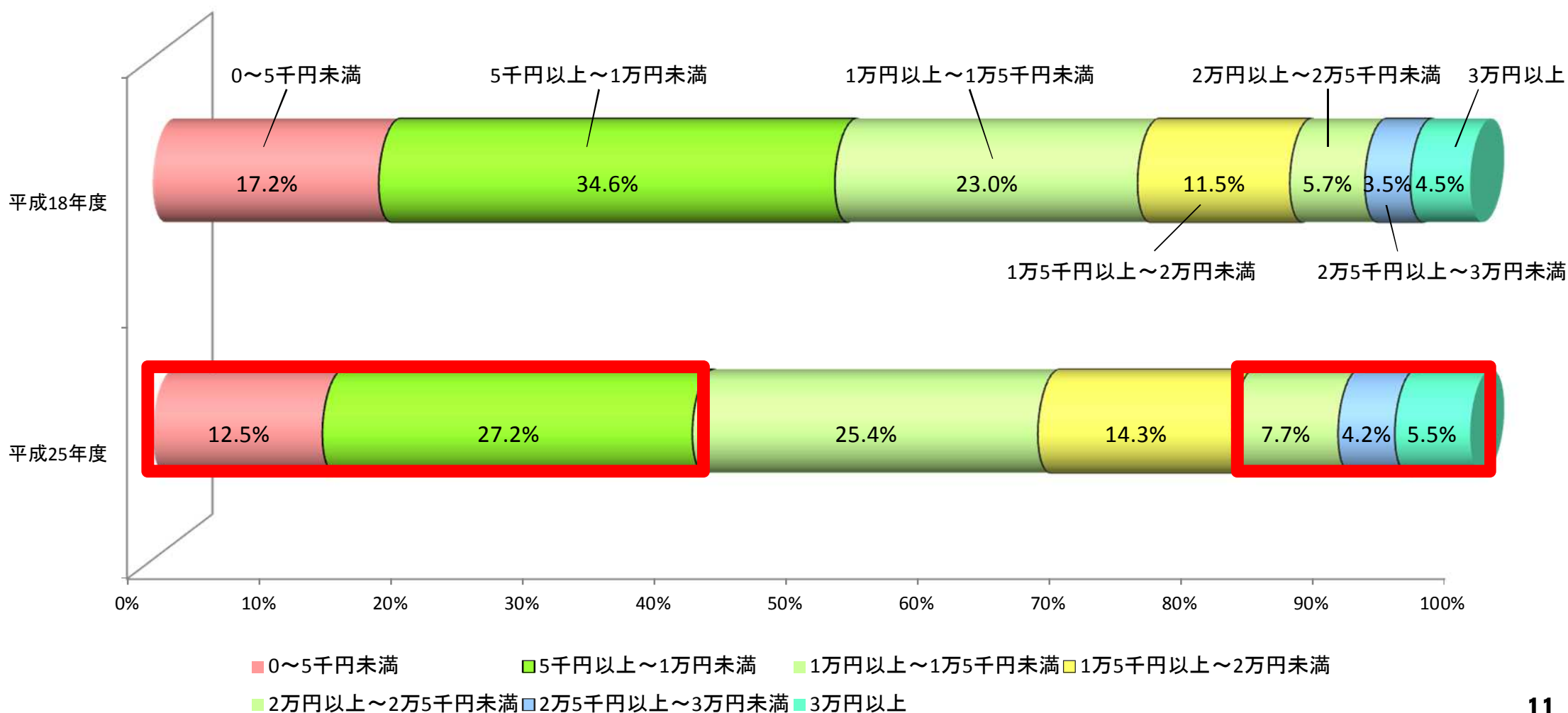
就労継続支援B型における平均工賃の状況

- 平成25年度の利用者1人当たりの平均工賃月額、14,437円と18年度と比べて18.1%上昇している一方、上位25%と下位25%の事業所の平均工賃には約5.8倍の差がある。
- また、平均工賃を時給換算すると178円となり、同年度の最低賃金の全国平均764円の4分の1以下となっている。



就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となっている。



特別支援学校卒業者等に係る就労継続支援B型利用の取扱いについて

平成26年度までの取扱(対象者)

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用(暫定支給決定における利用を含む)した結果、本事業の利用が適当と判断された者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ④ ①から③までのいずれにも該当しない者であって、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域において、協議会等からの意見を徴すること等により、一般就労への移行等が困難と市町村が判断した本事業の利用希望者(平成27年3月31日までの間に限る。)



平成27年度以降の取扱

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

※ 平成27年3月以前から就労継続支援B型事業を利用している者については、改めて就労移行支援事業所によるアセスメントを受けなくとも、平成27年4月以降も引き続き利用することが可能であること。

(前回の経過措置では、平成25年4月以降にアセスメントを経ることなくB型事業の利用を開始した者については、支給決定更新時にアセスメントを受けることとしていたが、これらの者についても同様の取扱いとする。)

障害者の就労形態

○ 障害者の就労形態としては、一般就労以外にも、自営や障害福祉サービスでの就労がある。

	一般就労	就労継続支援A型	就労継続支援B型	自営
障害者の位置付け	労働者	労働者かつ利用者	利用者	—
就労者(利用者)数	約63.1万人 (内訳) 身体:43.3万人 知的:15.0万人 精神:4.8万人	約3.3万人 (内訳) 身体:7,261人 知的:13,330人 精神:12,543人	約17.5万人 (内訳) 身体:22,608人 知的:99,060人 精神:53,571人	—
平均月額賃金(工賃)	身体:約22.3万円 知的:約10.8万円 精神:約15.9万円	約6.9万円	約1.4万円	—
労働関係法令の適用	あり	あり	なし	なし

(注1)「一般就労」の就労者数及び平均賃金月額は、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所の状況。

(注2)就労継続支援A型・B型の就労者(利用者)数は、平成25年10月時点の状況。

【出典】平成25年度障害者雇用実態調査、国保連データ等

賃金補填に関するヒアリングでの意見

- ニート等の社会参加支援を求める対象が100万～200万人を超えている社会構造の中で、障害者支援にだけ賃金補填を行うことは検討の余地もない。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 工賃＋障害年金＋その他手当の組合せで、地域での自立生活を実現できる所得を保障する。その他手当の1つであるグループホーム利用の際の家賃助成は、都市部での拡充を図り、福祉ホームで生活する障害者にも対象を拡大。(全国社会就労センター協議会)
- 労働行政の既存の給付金(特定求職者雇用開発助成金など)について、所得保障に活用できるようにする。(全国社会就労センター協議会)
- 賃金補填は、障害を持たない労働者や失業との公平性、障害基礎年金の仕組みとの整合性、使用者・本人の職業能力向上の意欲等の観点から問題。(全国就労移行支援事業所連絡協議会)
- 働くことによる所得や年金等の現行の所得保障制度に加え、それらだけでは最低生活費に及ばない場合の新たな所得保障制度の導入を検討すべき。(きょうされん)
- 所得補償制度(特に障害基礎年金等)の在り方を検討すべき。(日本知的障害者福祉協会)

【論点の整理(案)】

○ 就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 就業と生活の両面からの支援

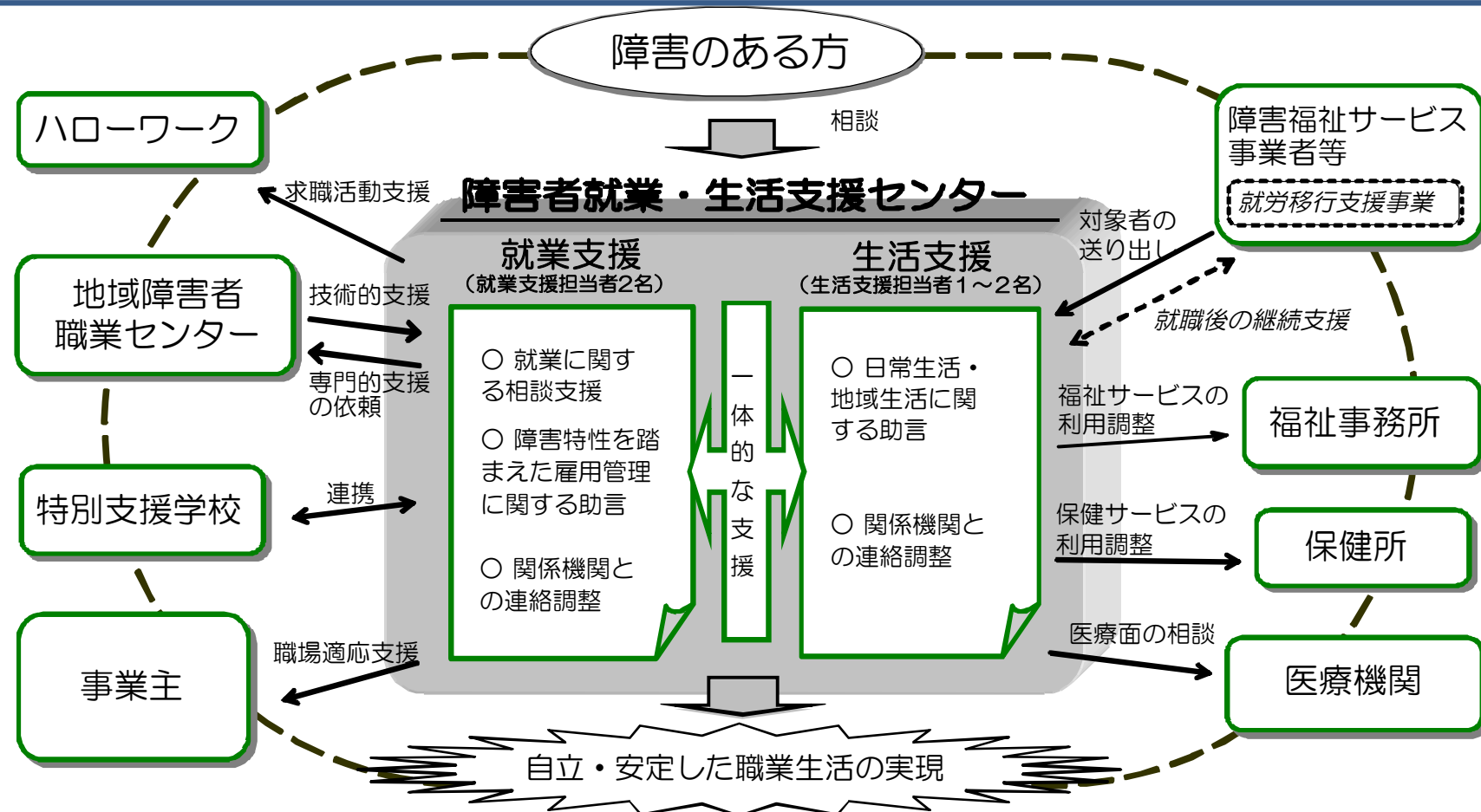
○ 労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

＜検討の視点(例)＞

- ・ 障害者の働く場の確保

障害者就業・生活支援センター事業

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数(登録者数)は125,286人(平成25年度末)となっており、単純計算すると1センターあたり約385人の登録者数となっている。

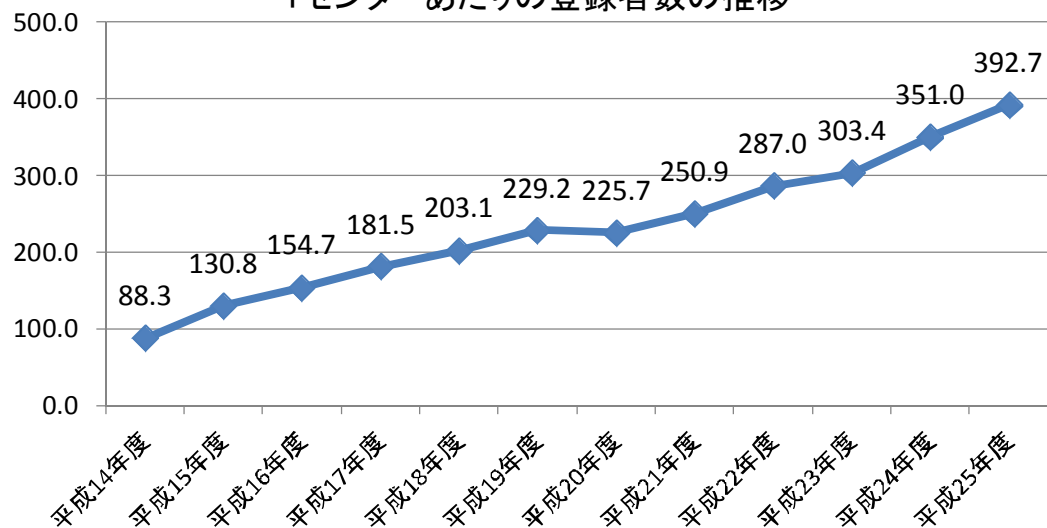


設置箇所数 ※平成27年1月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※平成25年度末時点	相談・支援件数 (障害者) ※延べ回数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ回数	就職件数 ※平成25年度	職場定着率 ※就職後1年経過時点
325箇所	125,286人	1,350,575回	269,745回	17,408件	74.4%

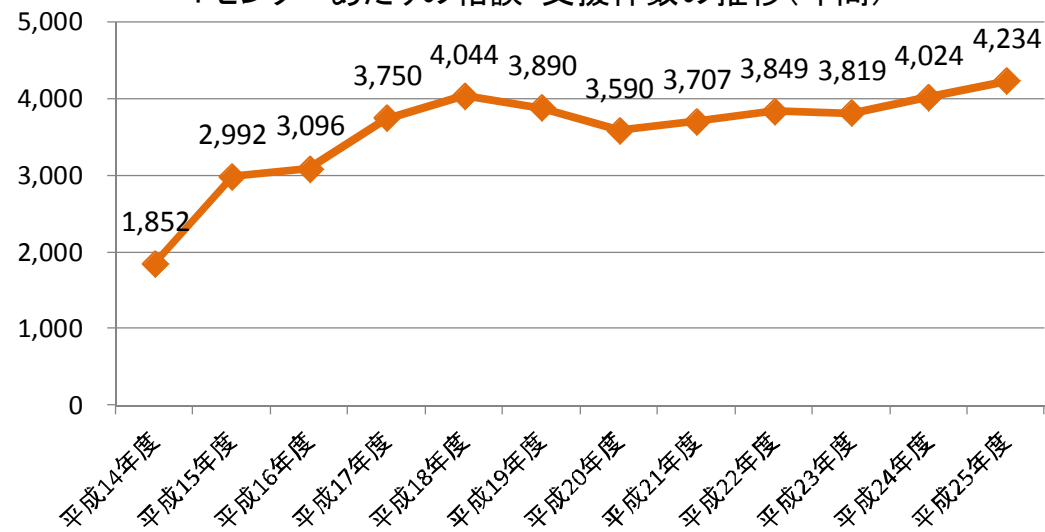
障害者就業・生活支援センターでの事業実施状況

- 障害者就業・生活支援センターにおける登録者数の増加に伴い、相談・支援件数も毎年増加しており、生活面にかかる相談・支援は3割強となっている。
- 障害者就業・生活支援センターでの支援により就職した者の1年経過後の職場定着率は74.4%となっており、障害種別でみると、精神障害者や発達障害者の職場定着率が低い状況にある。

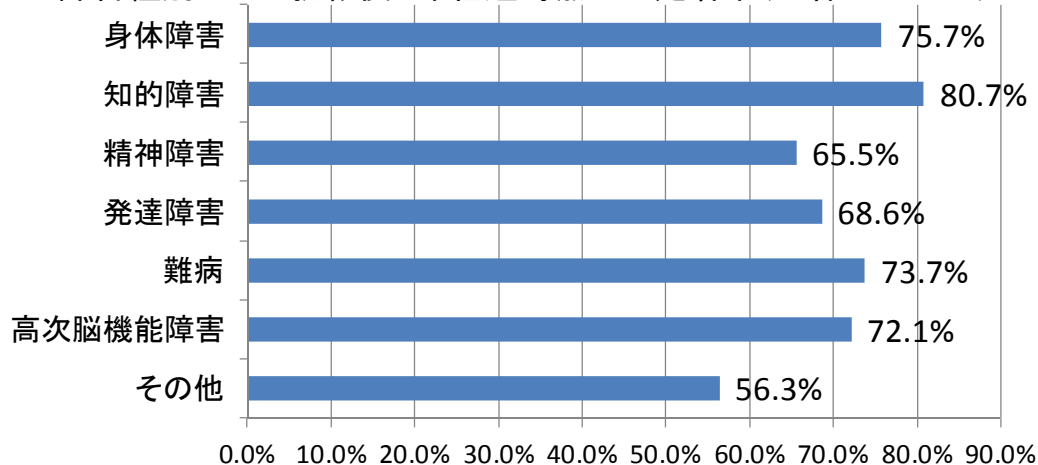
1センターあたりの登録者数の推移



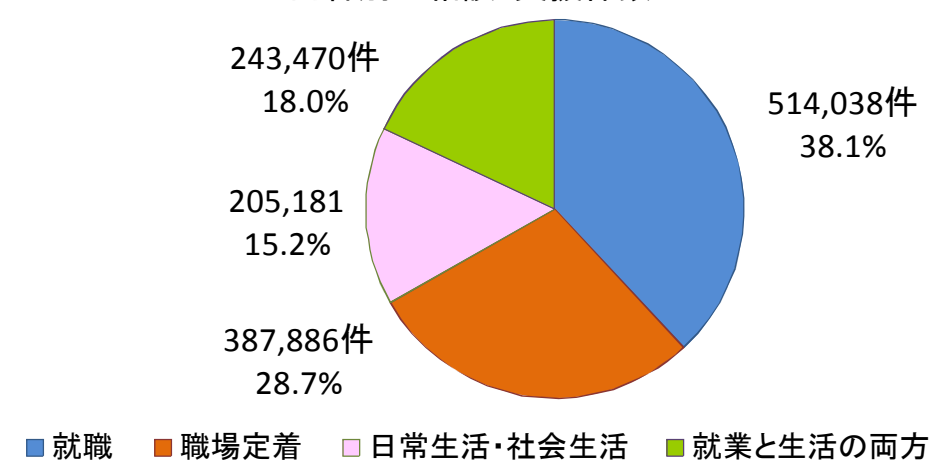
1センターあたりの相談・支援件数の推移(年間)



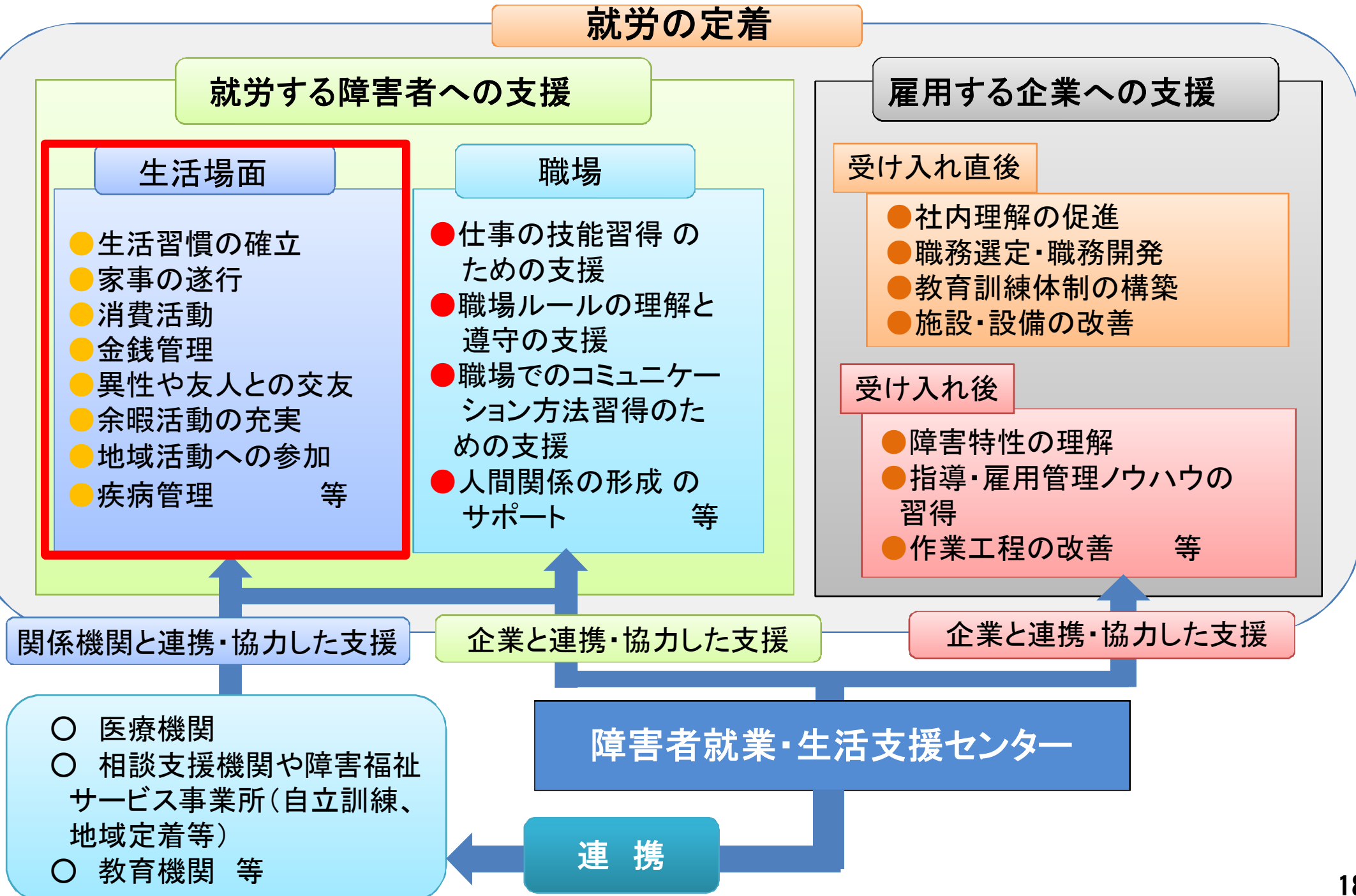
障害種別ごとの就職後1年経過時点での定着率(全体=74.4%)



内容別の相談・支援件数

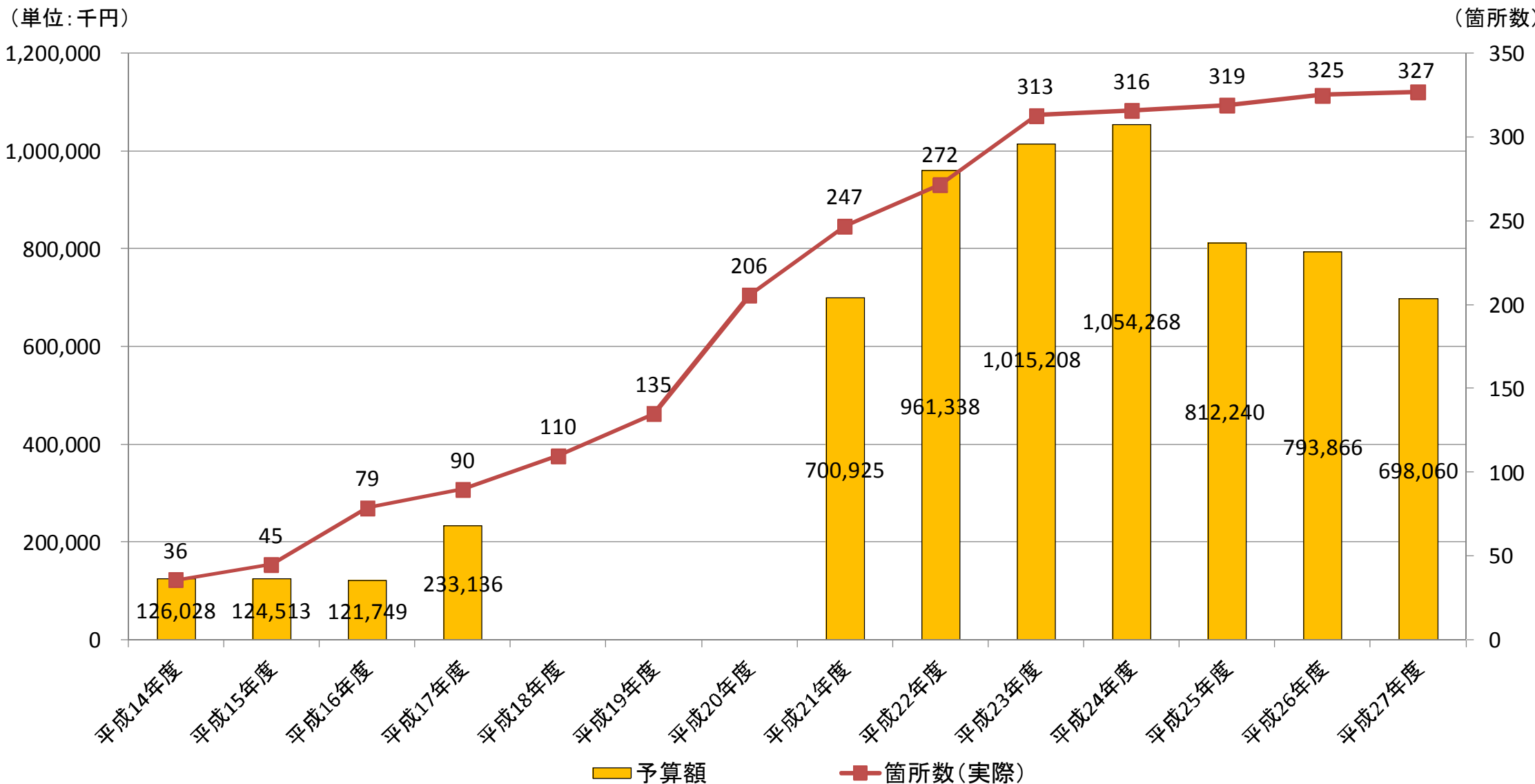


就職から開始される就労の定着に向けた支援体系



障害者就業・生活支援センターの箇所数と予算額の推移

○ 障害者就業・生活支援センターの設置数は、毎年増加してきているものの、生活支援担当職員に係る予算については減少している。



※平成18年度から平成20年度の予算については、地域生活支援事業の中で実施(地域生活支援事業の内数)。

就労移行支援事業所等における職場定着支援

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型
運営基準 における 規定	指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、 <u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。</u>	指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、 <u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u>	指定就労継続支援B型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、 <u>利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。</u>
報酬での 評価	就労定着支援体制加算 21単位～146単位 就労継続期間が6ヵ月以上12ヵ月未満、12ヵ月以上24ヵ月未満、24ヵ月以上36ヵ月未満の者の割合に応じて算定	就労移行支援体制加算 26単位 6ヵ月以上継続して就労している者が利用定員の5%以上の場合に算定	就労移行支援体制加算 13単位 6ヵ月以上継続して就労している者が利用定員の5%以上の場合に算定

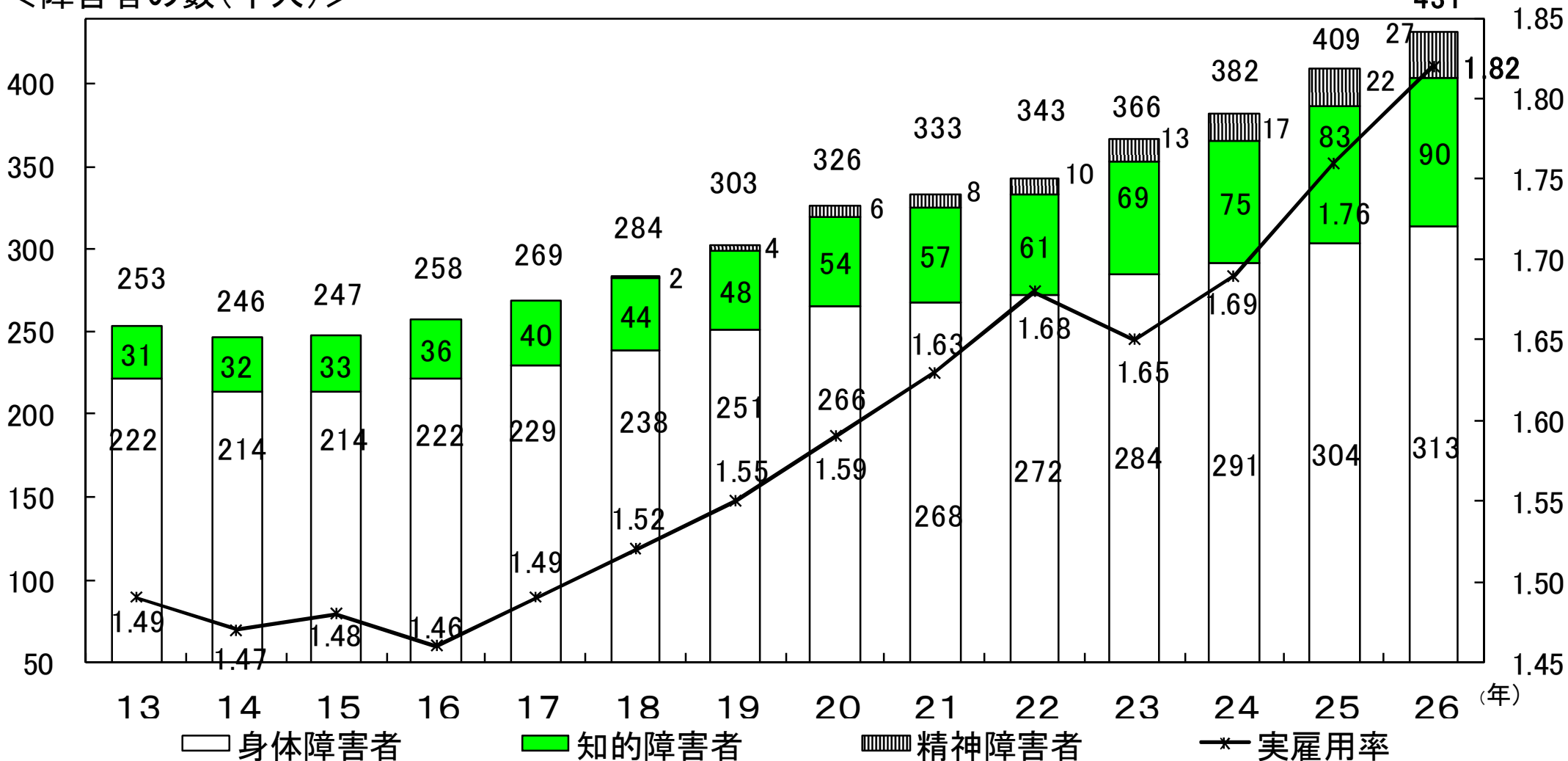
障害者雇用の状況

(平成26年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況 **実雇用率 1.82%** **法定雇用率達成企業割合 44.7%**

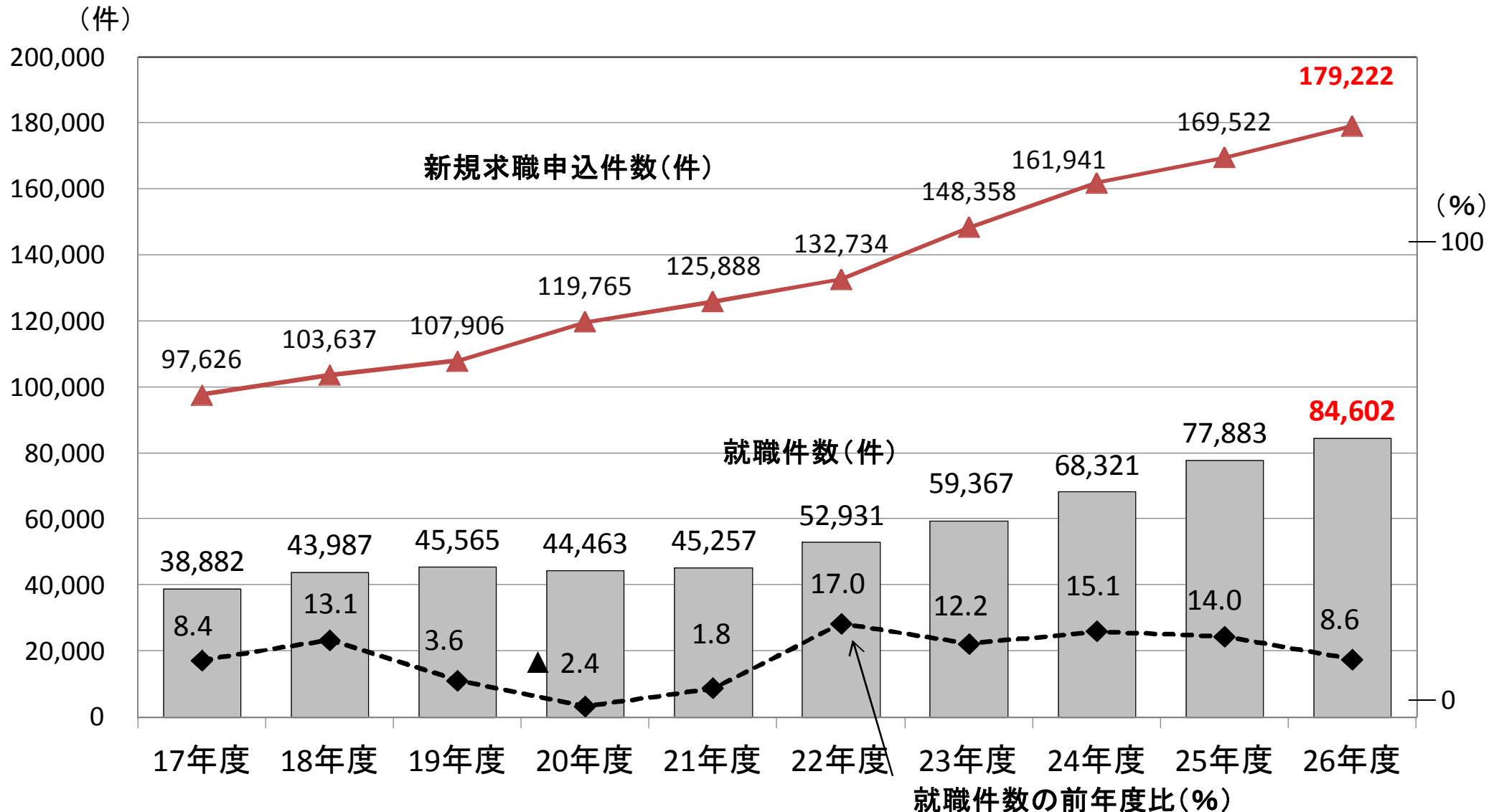
○ 25年4月に引き上げた法定雇用率(2.0%)には届かないものの、**雇用者数は11年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>



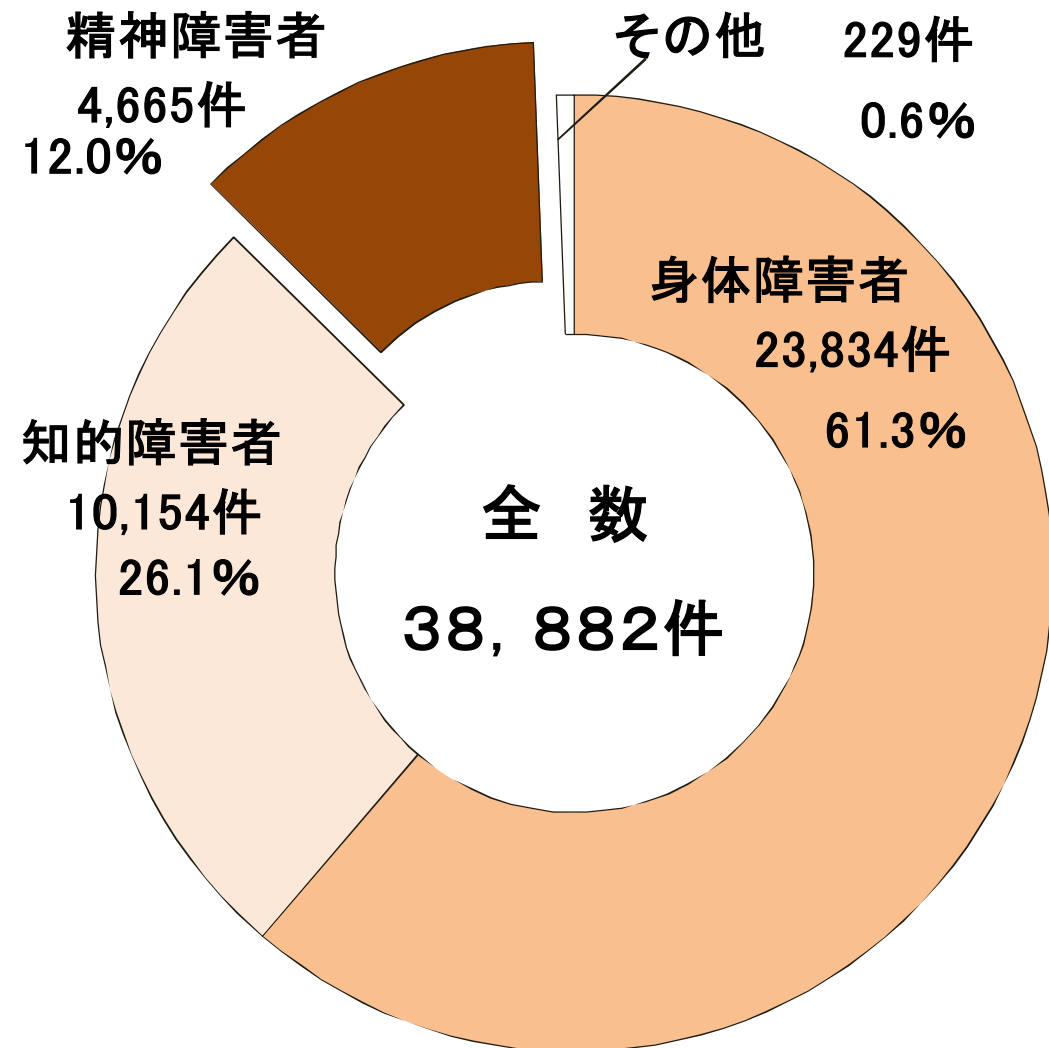
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

- 平成26年度の就職件数・新規求職者数は、前年度から更に増加。
- 特に、就職件数は84,602件と5年連続で過去最高を更新。

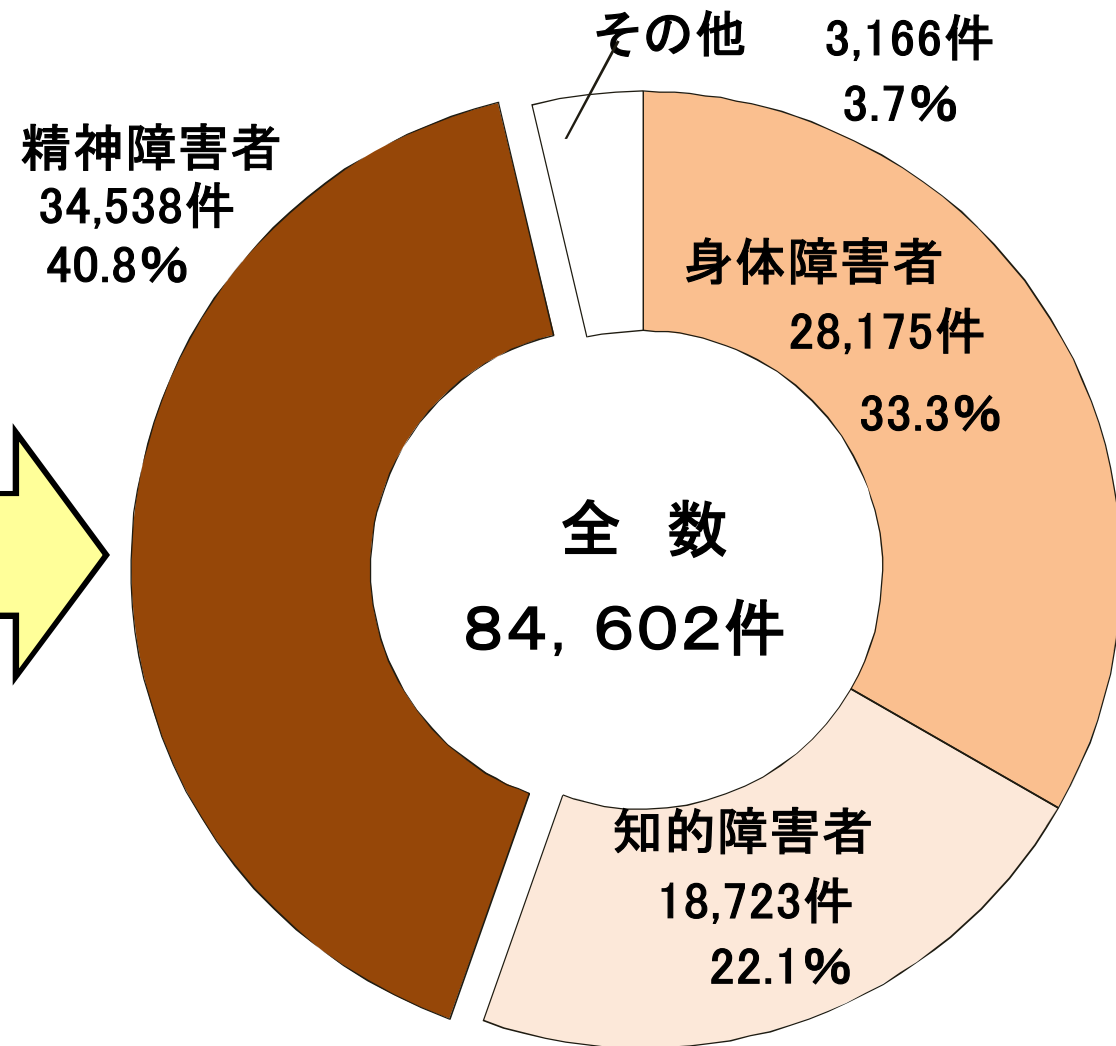


ハローワークの障害種別の職業紹介状況 (就職件数)

平成17年度



平成26年度



参考資料

就労移行支援

○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者(65歳未満の者)

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
 - 職業指導員
 - 生活支援員
 - 就労支援員
- 6:1以上
15:1以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

基本報酬

就労移行支援サービス費 (Ⅰ) 通常の事業所が支援を行った場合、 定員数に応じて報酬を算定	20人以下	804単位/日
	21人以上40人以下	711単位/日
	41人以上60人以下	679単位/日
	61人以上80人以下	634単位/日
	81人以上	595単位/日
就労移行支援サービス費 (Ⅱ) あん摩マッサージ指圧師等養成施設 として認定されている事業所が支援を 行った場合、定員数に応じて報酬を算 定	20人以下	524単位/日
	21人以上40人以下	467単位/日
	41人以上60人以下	437単位/日
	61人以上80人以下	426単位/日
	81人以上	412単位/日

主な加算

就労定着支援体制加算 21～146単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヵ月以上、12ヵ月以上又は24ヵ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合に加算

移行準備支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 41、100単位

⇒ Ⅰ：施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合
⇒ Ⅱ：施設外就労として、請負契約を結んだ企業内で業務を行った場合

就労支援関係研修修了加算 11単位

⇒ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数 2,952(国保連平成27年2月実績)

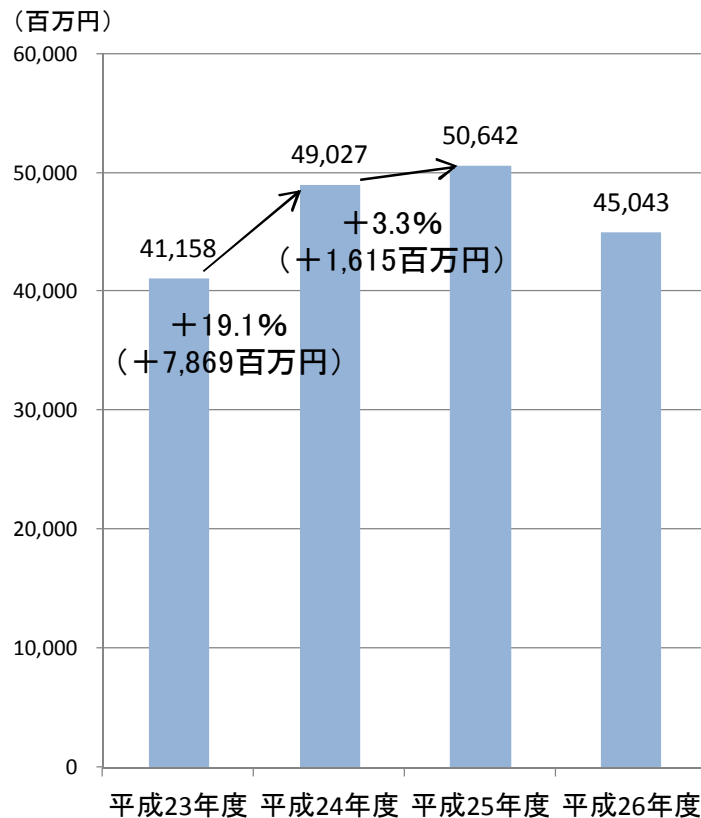
○ 利用者数 28,637(国保連平成27年2月実績)

就労移行支援の現状

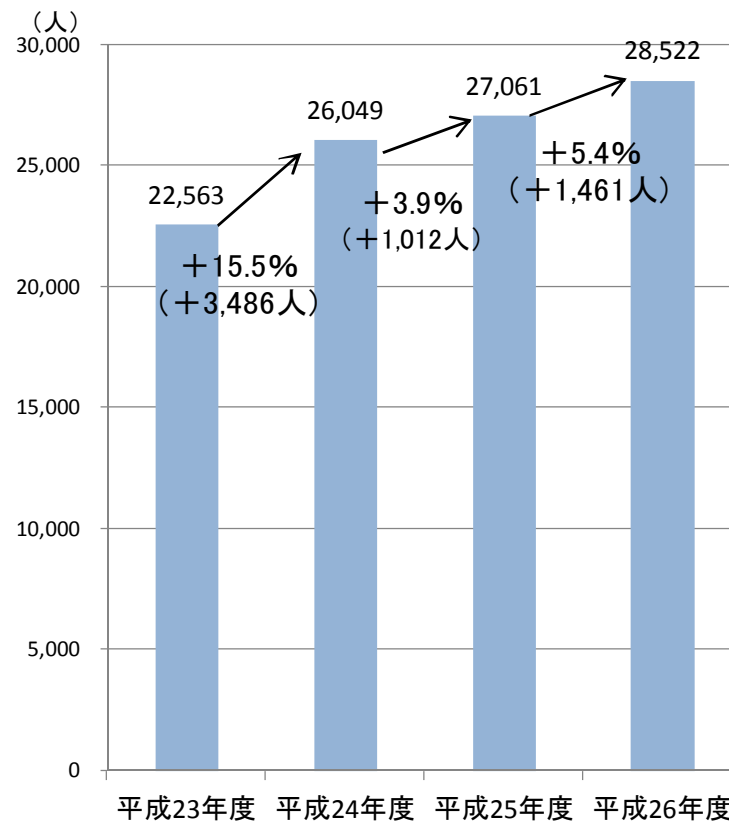
【就労移行支援の現状】

- 就労移行支援の平成25年度費用額は約506億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.3%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数については毎年増加しているものの、総費用額の伸びは鈍化している。

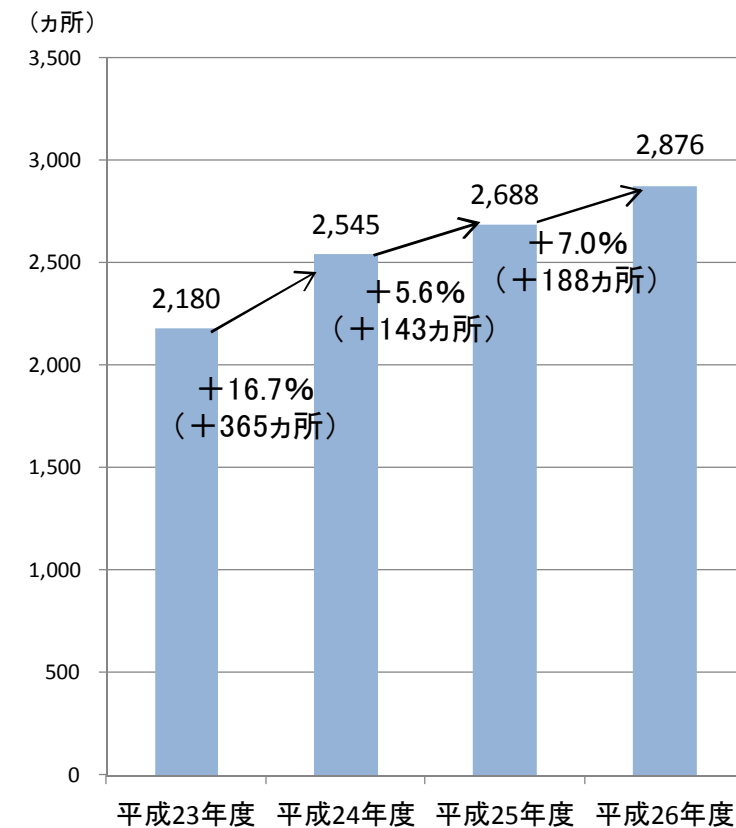
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



【出典】国保連データ(平成26年度は平成27年2月まで)

就労継続支援A型

○ 対象者

就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労可能な障害者（利用開始時、65歳未満の者）

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（平成27年4月～）

基本報酬

就労継続支援A型サービス費 (Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が 常勤換算方法で7.5;1以上の配置がと られている場合、定員数に応じて算定す る	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
	81人以上	462単位/日
就労継続支援A型サービス費 (Ⅱ) 職業指導員及び生活支援員の総数が 常勤換算方法で10;1以上の配置がとら れている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 26単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合

施設外就労加算 100単位

⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位

⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数 2,623(国保連平成27年2月実績)

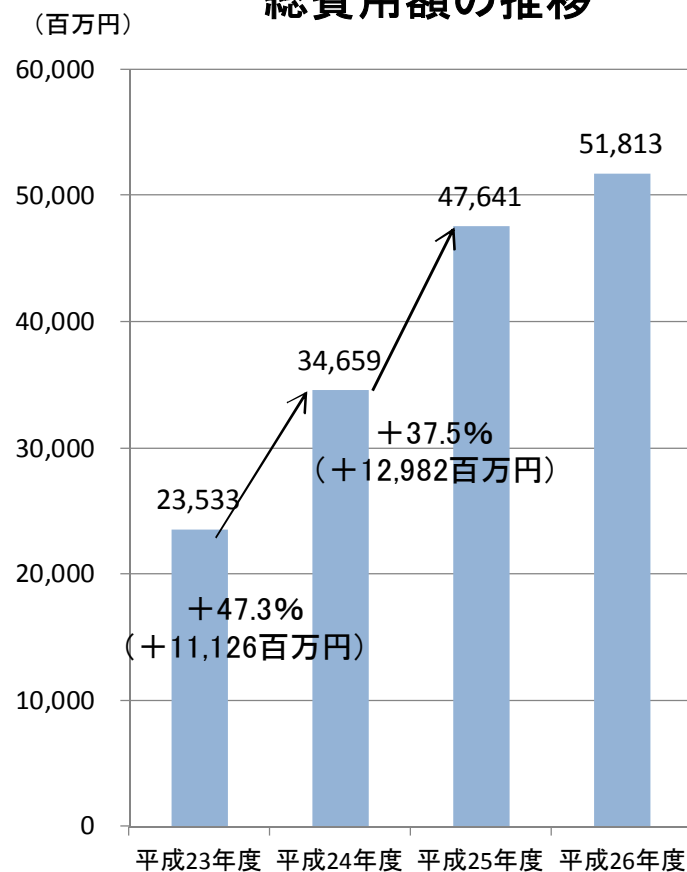
○ 利用者数 46,446(国保連平成27年2月実績) 27

就労継続支援A型の現状

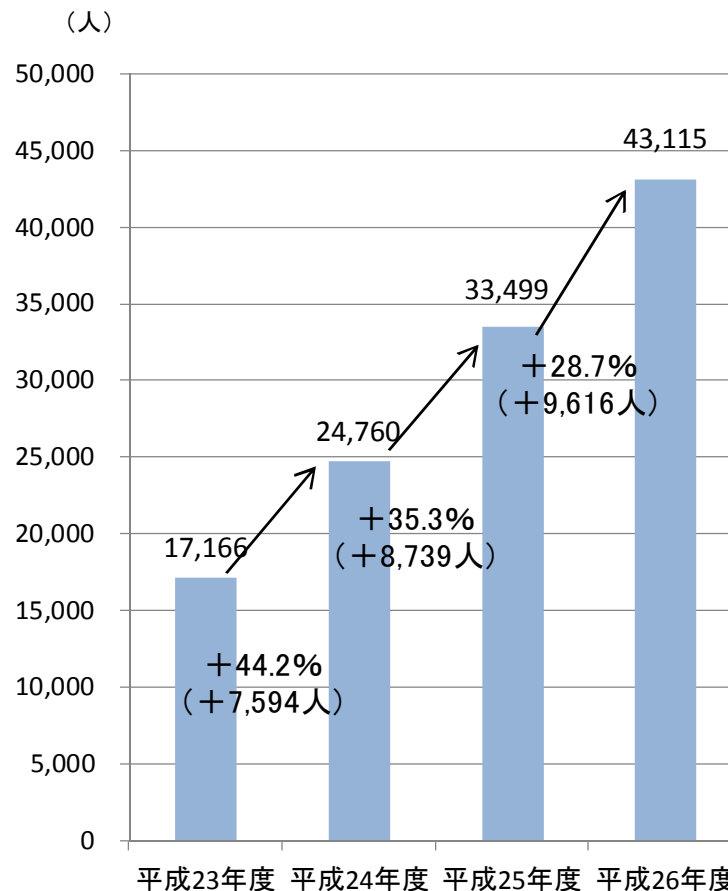
【就労継続支援A型の現状】

- 就労継続支援A型の平成25年度費用額は約476億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年、大きく増加してきている。

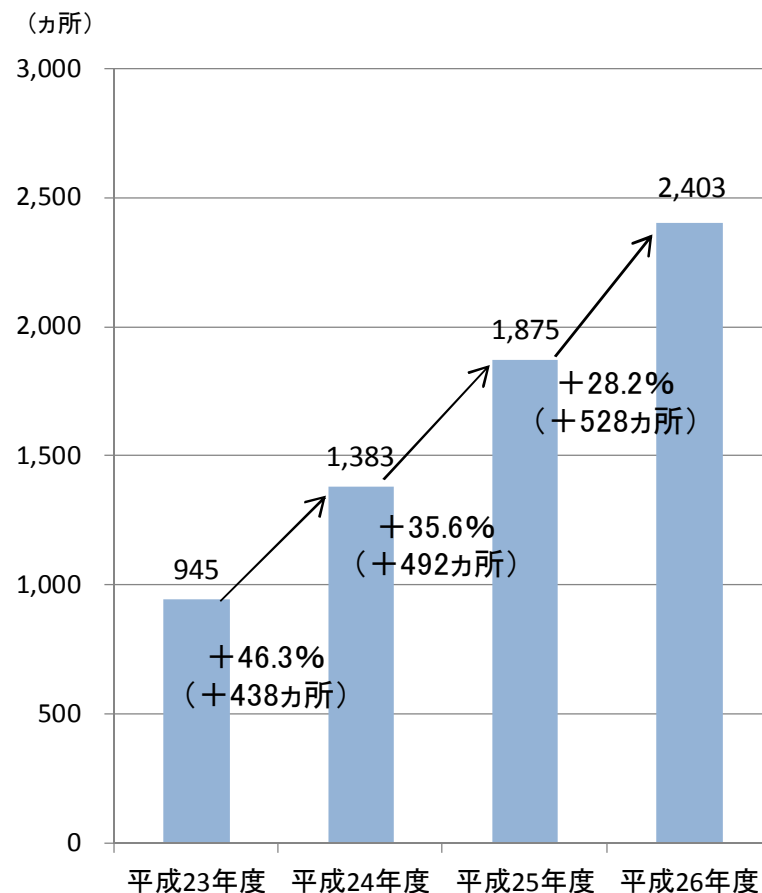
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



【出典】国保連データ(平成26年度は平成27年2月まで)

就労継続支援B型

○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

基本報酬

就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	20人以下	584単位/日
	21人以上40人以下	519単位/日
	41人以上60人以下	487単位/日
	61人以上80人以下	478単位/日
就労継続支援B型サービス費 (Ⅰ) 職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で10:1以上の配置がとられている場合、定員数に応じて算定する。	81人以上	462単位/日
	20人以下	532単位/日
	21人以上40人以下	474単位/日
	41人以上60人以下	440単位/日
	61人以上80人以下	431単位/日
	81人以上	416単位/日

主な加算

就労移行支援体制加算 13単位

⇒ 一般就労等へ移行した後、継続して6月以上就労している者が前年度において定員の5%を超えている場合

施設外就労加算 100単位

⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

重度者支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 22～56単位

⇒ 前年度における障害基礎年金1級を受給する利用者が一定数以上いる場合、重度者の割合と定員に応じて算定

目標工賃達成加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 69、59、32単位

⇒ Ⅰ: 都道府県の最低賃金の2分の1以上の工賃を達成した場合等
⇒ Ⅱ: 都道府県の最低賃金の3分の1以上の工賃を達成した場合等
⇒ Ⅲ: 都道府県の平均工賃以上の工賃を達成した場合等

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数 9,176(国保連平成27年2月実績)

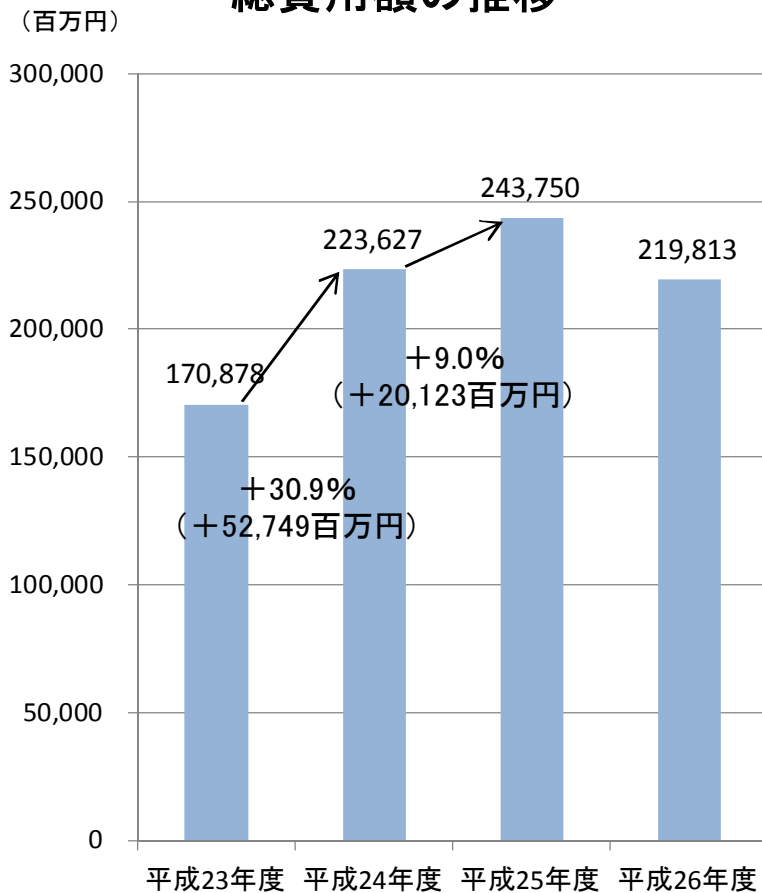
○ 利用者数 193,508(国保連平成27年2月実績) 29

就労継続支援B型の現状

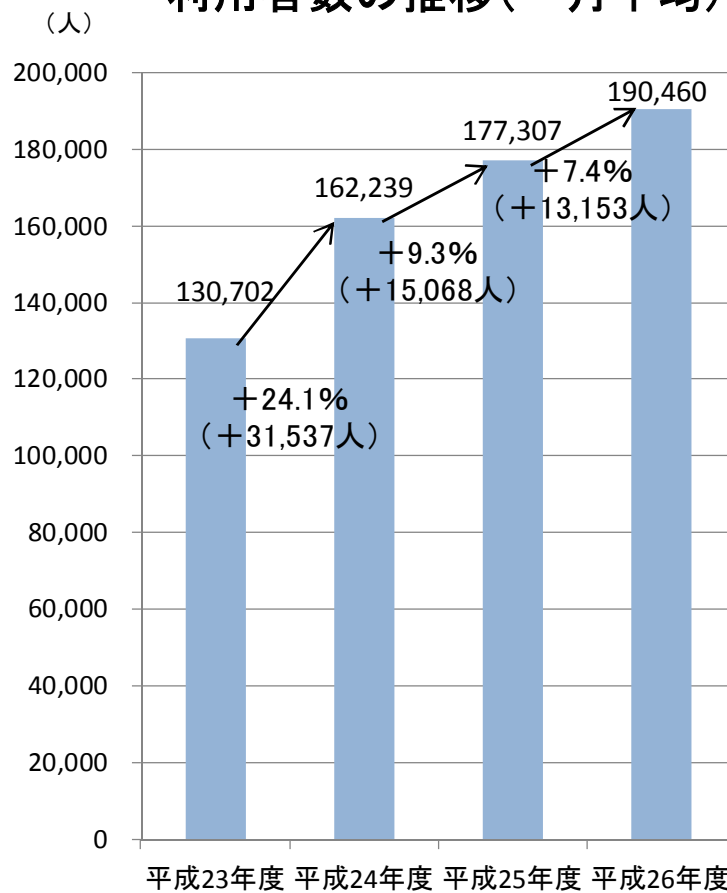
【就労継続支援B型の現状】

- 就労継続支援B型の平成25年度費用額は約2,438億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約15.7%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。

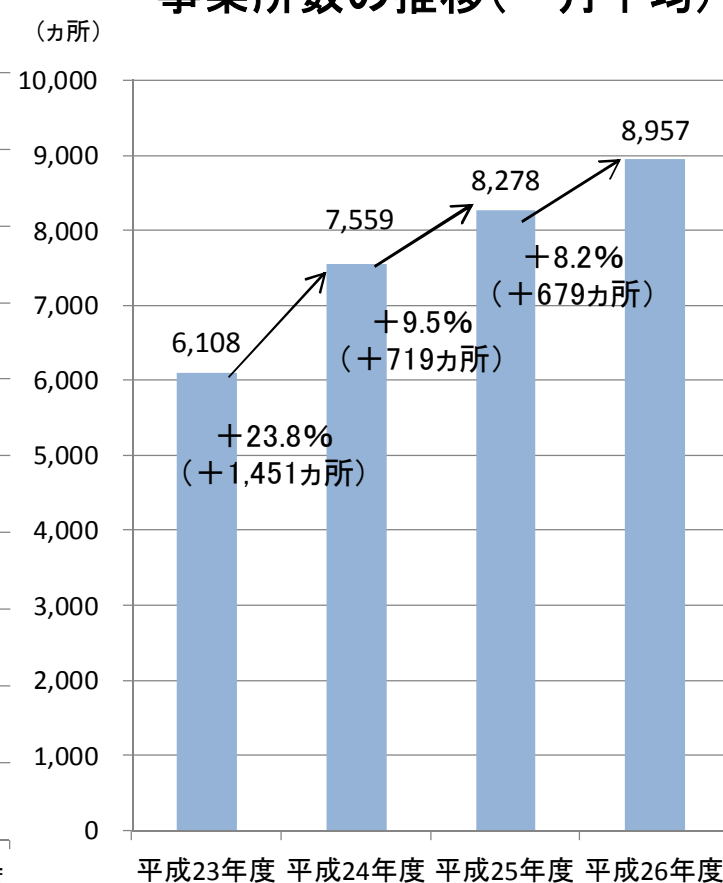
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



【出典】国保連データ(平成26年度は平成27年2月まで)

一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

		平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度
就労移行支援	就職者数	—	—	—	—	—	1, 111	1, 801	2, 544	3, 310	4, 570	5, 881
	移行率	—	—	—	—	—	10.0%	12.1%	16.4%	20.1%	20.2%	24.9%
就労継続支援 A型	就職者数	—	—	—	—	—	96	142	209	463	840	1, 473
	移行率	—	—	—	—	—	2.4%	2.2%	2.5%	3.7%	3.5%	4.9%
就労継続支援 B型	就職者数	—	—	—	—	—	517	669	1, 122	1, 606	2, 307	2, 647
	移行率	—	—	—	—	—	1.4%	1.1%	1.4%	1.6%	1.4%	1.6%
小計	就職者数	—	—	—	—	—	1, 724	2, 612	3, 875	5, 379	7, 717	10, 001
	移行率	—	—	—	—	—	2.2%	2.2%	2.9%	3.6%	3.7%	4.6%
旧授産施設・ 福祉工場	就職者数	1, 288	1, 230	2, 130	2, 460	1, 979	1, 276	681	528	296	—	—
	移行率	1.3%	1.1%	1.8%	2.0%	1.9%	1.5%	1.0%	1.0%	1.0%	—	—
合計	就職者数	1, 288	1, 230	2, 130	2, 460	1, 979	3, 000	3, 293	4, 403	5, 675	7, 717	10, 001
	移行率	1.3%	1.1%	1.8%	2.0%	1.9%	2.0%	2.2%	2.9%	3.6%	3.7%	4.6%